別表第１（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務時間 | 休憩時間 |
| 日勤 | 午前８時45分から午後５時15分まで | 午後０時15分から午後１時まで |
| ヒル勤務 | 午前８時45分から午後５時15分まで | 午前11時30分から午後０時15分まで又は午後０時15分から午後１時まで |
| ヨル勤務 | 午後４時45分から翌午前９時15分まで | 午後７時から午後７時30分まで又は午後７時30分から午後８時まで及び午前５時30分から午前６時まで又は午前６時から午前６時30分まで |

　備考　ヨル勤務において、始業時刻から時間休暇を取得した場合の休憩時間は、次に掲げるとおり変更する。

　　　⑴　始業時刻から１時間、２時間及び３時間の時間休暇を取得したとき

　　　　　午後９時から午後９時30分まで又は午後９時30分から午後10時まで及び午前５時30分から午前６時まで又は午前６時から午前６時30分まで

　　　⑵　始業時刻から半日休暇（４時間）及び５時間の時間休暇を取得したとき

　　　　　午前５時から午前６時まで又は午前６時から午前７時まで

別表第２（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務時間 | 休憩時間 |
| 日勤 | 午前８時45分から午後５時15分まで | 午後０時15分から午後１時まで |
| ヒル・ヨル・アサ勤務 | 午前８時45分から翌午前１時まで及び午前８時15分から午前９時15分まで | 午後０時15分から午後１時まで午後５時15分から午後５時45分まで午後７時30分から午後８時まで |
| ヨル・アサ勤務１ | 午後４時45分から翌午前１時まで及び午前８時15分から午前８時45分まで | 午後７時30分から午後８時30分まで |
| ヨル・アサ勤務２ | 午後５時15分から翌午前１時まで及び午前８時15分から午前９時15分まで | 午後７時30分から午後８時30分まで |

　備考　ヒル・ヨル・アサ勤務のうち、ヒル勤務時間帯に年次休暇を取得したときの休憩時間は、午後７時30分から午後８時30分までに変更する。

ヒル・ヨル・アサ勤務又はヨル・アサ勤務の場合には、「大阪市水道局宿直勤務取扱要綱」に基づき、宿直勤務を命じる。

別表第３（第３条関係）

　６直２交替表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １日目 | ２日目 | ３日目 | ４日目 | ５日目 | ６日目 |
| １班 | ヒル | ヨル | 明 | 休 | 日 | 日 |
| ２班 | 日 | ヒル | ヨル | 明 | 休 | 日 |
| ３班 | 日 | 日 | ヒル | ヨル | 明 | 休 |
| ４班 | 休 | 日 | 日 | ヒル | ヨル | 明 |
| ５班 | 明 | 休 | 日 | 日 | ヒル | ヨル |
| ６班 | ヨル | 明 | 休 | 日 | 日 | ヒル |

　備考１　「ヒル」は「ヒル勤務」を、「ヨル」は「ヨル勤務」を、「明」は「明勤務」を、「休」は「休日」を、「日」は「日勤」をそれぞれ示す。なお、ヨル勤務が日をまたぐ勤務であるため、その２日目を「明勤務」と示すものである。

　　　２　１号職員が属する班及び勤務サイクルの開始日については、局長が決定する。